

伊勢原市立図書館雑誌スポンサー制度実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、伊勢原市立図書館雑誌スポンサー制度（以下「雑誌スポンサー制度」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 雑誌スポンサー制度は、雑誌及び雑誌架に広告を掲載することで、新たな財源を確保し、雑誌資料の充実を図ることを目的とする。

2 雑誌スポンサー制度については、伊勢原市広告事業実施要綱（平成21年伊勢原告示第134号。以下「要綱」という。）の例によるものとする。

(制度の内容)

第3条 雑誌スポンサー制度は、広告を掲載するもの（以下「スポンサー」という。）が雑誌の購入費用を負担し、書店等と年間購読契約を結び、伊勢原市立図書館（以下「図書館」という。）に雑誌を提供することをいう。

2 スポンサーは、提供する雑誌の最新号雑誌カバー、雑誌の表面及び雑誌架にスポンサーの名称及び提供した旨の広告を掲載することができる。

3 提供する雑誌のうち年間購読契約に含まれない別冊等については、提供の義務はないものとする。

(雑誌の提供期間)

第4条 雑誌の提供期間は、雑誌提供の開始から年度末までとする。

(掲載の基準)

第5条 伊勢原市広告掲載基準（平成21年伊勢原市告示第169号）に規定する業種等に該当するものは、広告を掲載しない。雑誌の提供期間中に、これに該当するに至った場合も同様とする。

(広告の内容)

第6条 雑誌に掲載する広告の内容は、要綱第3条第2項に定めるところによる。ただし、次に掲げる内容については、掲載しない。

- (1) 販売期間等の期日及び金額、価格等の表示
- (2) その他、教育委員会が不適當であると判断するもの

(広告の規格)

第7条 広告の規格は、教育委員会が別に定める。

(広告の掲示期間)

第8条 広告の掲示期間は、第4条に規定する雑誌の提供期間とする。

(申込手続き等)

第9条 雑誌スポンサー制度に申込みをしようとするもの（企業、商店、団体等に限る。以下「申込希望者」という。）は、伊勢原市立図書館雑誌スポンサー制度申込書兼同意書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて、教育委員会に提出するものとする。

- (1) 広告の図案
- (2) 企業、商店、団体等の概要がわかる案内又はパンフレット
- (3) 住民税納税証明書（伊勢原市以外の地方公共団体に住民税を納めているものに限る。）

(4) その他教育委員会が特に必要と認めるもの

2 教育委員会は、前項の申込書が提出されたときは、次条第1項に定める募集期間の経過後、速やかに内容を審査して、その適否を決定し、その結果を伊勢原市立図書館雑誌スポンサー審査結果通知書(第2号様式)により申込希望者に通知するものとする。

3 前項の決定において疑義が生じた場合は伊勢原市広告事業実施要綱第10条に規定する伊勢原市広告審査委員会に教育主管部長を加え審査し、適否を決定する。

4 教育委員会は、前項の決定する場合において、当該決定に係る1雑誌について申込希望者が重複した場合は抽選とする。ただし、年度途中で申込みが重複した場合は、先着順とする。

(募集期間等)

第10条 雑誌スポンサー制度の募集期間は、毎年2月1日から2月末までとする。

2 申込希望者は、前項の規定にかかわらず、募集期間を過ぎた場合でも、スポンサー制度に申込みことができる。この場合において、当該申込希望者は、雑誌の提供開始日等について教育委員会と協議するものとする。

(雑誌の選定)

第11条 スポンサーは、教育委員会が指定する雑誌から提供を希望する雑誌を選定するものとする。

(雑誌の納入方法)

第12条 教育委員会に提供する雑誌は、スポンサーが指定する書店等が図書館に納入する。ただし、既に教育委員会が年度内の購読を始めている雑誌について契約した場合は、教育委員会が指定する雑誌取扱い業者と年間購読契約を結ばなければならない。

2 前項の書店等は、雑誌の発売日に図書館に納入可能な書店等とする。

(雑誌の配架位置)

第13条 提供された雑誌の配架位置は、教育委員会が決定する。

(雑誌の休刊等による変更)

第14条 雑誌の提供期間中に提供雑誌が廃刊又は休刊となった場合は、教育委員会とスポンサーは協議の上、別の雑誌に広告を切り替えることができるものとする。

(広告掲載に関するスポンサーの責務)

第15条 広告の内容に関する一切の責任は、スポンサーが負い、広告掲載に関して第三者に損害を与えた場合は、スポンサーの負担において解決する。

(提供雑誌の所有権)

第16条 教育委員会が提供を受けた雑誌の所有権は、伊勢原市に帰属する。

(その他)

第17条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。

附 則

第1号様式(第9条関係)について、令和3年4月1日から施行する。